

# 令和4年度 軽自動車税(種別割)のしおり

軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)です。

## ※名称が変わりました※

令和元年10月1日から「軽自動車税」の名称が「軽自動車税(種別割)」に変更となりました。  
なお、この変更に伴う税額や手続きに変更はありません。

## コンビニエンスストアでも納付できます

香南市役所窓口や金融機関窓口に加えて、全国のコンビニエンスストアで曜日や時間を気にせず納付することができます。

ただし、以下の納税通知書はコンビニエンスストアでの納付ができませんので、香南市役所窓口又は金融機関窓口にて納付をお願いします。

- ① 納期限を過ぎたもの
- ② バーコードの印字のないもの
- ③ 金額を手書き等で修正したもの
- ④ 納税通知書記載額の一部納付
- ⑤ 破損、汚損等によりバーコードが機材で読み取れないもの

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の車の所有者に課税されます。  
登録や廃車等については、以下の場所でお手続きください。

原付バイク(125cc以下) の変更手続き	⇒⇒	香南市役所 税務収納課 (Tel. 0887-57-8504) および各支所
廃車にする場合		ナンバープレート
市外の人に譲渡するとき 市外へ転出するとき		香南市での廃車の手続き (ナンバープレート) 新しい市区町村で新規登録
市内の人に譲渡するとき (名義変更)		ナンバープレート
盗難にあったとき		(警察への盗難届後) 盗難届受理番号、受理日

## 125ccをこえるバイク、軽三・四輪車の変更手続き

軽二輪車(126cc~250cc) 小型二輪車(251cc以上)	⇒⇒	高知運輸支局 高知市大津乙1879-1 Tel.050-5540-2077
軽三・四輪車	⇒⇒	軽自動車検査協会高知事務所 高知市長浜3106-2 Tel.050-3816-3125

# 令和4年度 香南市軽自動車税(種別割)の税率

## ■原動機付自転車、2輪車等

車種区分		税額(年額)
原動機付自転車	排気量 50cc以下	2,000円
	排気量 90cc以下	2,000円
	排気量 125cc以下	2,400円
	ミニカー3輪以上で排気量20cc超50cc以下	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクター等)	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽自動車	二輪車で排気量 125cc超 250cc以下	3,600円
	専ら雪上を走行するもの	3,600円
二輪の小型自動車	排気量 250cc超	6,000円

## ■3輪以上及び4輪の軽自動車

車両区分		税額(年額)			
		① 旧税額	② 新税額	③ 重課税額	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- ①旧税額・・・自動車検査証の初度検査年月が「平成21年4月から平成27年3月まで」の車両  
 ②新税額・・・自動車検査証の初度検査年月が「平成27年4月以降」の車両  
 ③重課税額・・・自動車検査証の初度検査年月が「平成21年3月以前」の車両  
 (初度検査年月から13年を経過した車両)

## ■グリーン化特例について(税負担の軽減)

環境に優しい車にグリーン化特例が適用され、対象車両は以下の税額となります。  
 ※対象車両は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、排ガス基準、燃費基準を達成した車両について令和4年度のみ下表(税額)が適用されます。

車両区分		税額(年額)			令和5年度以降	
		電気自動車等※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2			
			基準1※3	基準2※4		
三輪	自家用	1,000円	適用なし	適用なし	3,900円	
	営業用	1,000円	2,000円	3,000円	3,900円	
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
		自家用	2,700円	適用なし	適用なし	10,800円
	貨物	営業用	1,000円	適用なし	適用なし	3,800円
		自家用	1,300円	適用なし	適用なし	5,000円

- ※1 電気自動車及び天然ガス自動車(平成21年排ガス10%低減又は平成30年排ガス規制適合車)  
 ※2 ガソリン車・ハイブリッド車はいずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は、平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る  
 ※3 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成の営業用の乗用車  
 ※4 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成の営業用の乗用車